

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産4－1 橋野鉄鉱山（エリア4 釜石）修復・公開活用計画（抄録）

釜石市は、第39回世界遺産委員会の決議(39COM 8B.14)に付議された勧告b)に基づく、「保全措置の計画及び実施計画」の母体となるものとして、内閣官房が作成した「修復・公開活用計画の標準構成」に準拠し「橋野鉄鉱山修復・公開活用計画」を策定し、その骨子として次のとおり抄録を作成した。

1. 全体構想（ヴィジョン）

近代製鉄発祥の地における遺構の安定的維持及び採掘・運搬・製鉄システムの総体に関する情報発信を行う。

橋野鉄鉱山は、日本の産業革命の黎明期（1850年代～）において、①高炉による製鉄法の導入を示す高炉場跡（高炉の動力源となった水車を回すための水源である河川を含む）、②鉄鉱石の運搬に利用した運搬路跡、及び③近世からの伝統的な技法を継承した鉄鉱石の採掘場跡の3つの要素¹が一体となって残る点で貴重な遺跡である（図1）。

世界遺産のエリア4 釜石では、現在に至るまでの製鉄の変遷・発展の経緯を理解できるよう遺跡の機能・つながりに注目した遺構の維持・修復、情報提供・活用を行う。その際には、橋野鉄鉱山を製鉄産業の歴史を体感できる資源と位置付け、西洋技術を導入して製鉄を開始した幕末期から操業を停止した明治中期に至るまでの時期を中心としつつ、操業停止後においても釜石の製鉄史を語る象徴的な存在として市民に親しまれてきた経緯も十分考慮する。また、橋野鉄鉱山の時代以降に発展した「鉄のまち」の歴史を物語る市内の他の近代遺産とのつながりを考慮し、橋野鉄鉱山の遺跡が持ち続けてきた象徴的な意義を共有できるよう積極的な情報提供・活用を行う。

（1）保存—遺跡の安定的な保存環境の維持・強化

釜石市は、鉄鉱石の露天採掘坑跡及び高炉跡の石組み等、当時の施設の痕跡が断片的に残る遺跡の状態を安定した状態で保持する。モニタリング・カルテによる経過観察を行いつつ、特に孕み・緩み又は崩落が進行しつつある当時の建築の基礎石垣及び高炉の石組み等については、遺構への影響を最小限に抑制しつつ修復を行い、保存環境の安定的な維持・強化を目指す。また、地下遺構は未調査の部分が多いため、最小限の範囲で発掘調査等を行う。

（2）活用—多様な手法による遺跡の価値の情報提供・説明

釜石市は、解説板、映像等のデジタルコンテンツにより、複数の遺構が相互に関連して一貫した近代初期の採掘・運搬・製鉄システムを構築していたことが十分伝わるよう情報提供・説明を行う。特に、①高炉場跡、②運搬路跡、③採掘場跡の各々が、橋野鉄鉱山の時代から現在に至るまでの変遷・発展の経緯を理解できるよう情報提供・説明に努める。さらに、遺跡と一体となった渓谷の立地環境、木炭の供給源となった森林の保護管理に努め、橋野鉄鉱山への来訪者が初期近代製鉄の臨場感を味わえるよう稼働時代の林相へと誘導するための施策を講ずる。

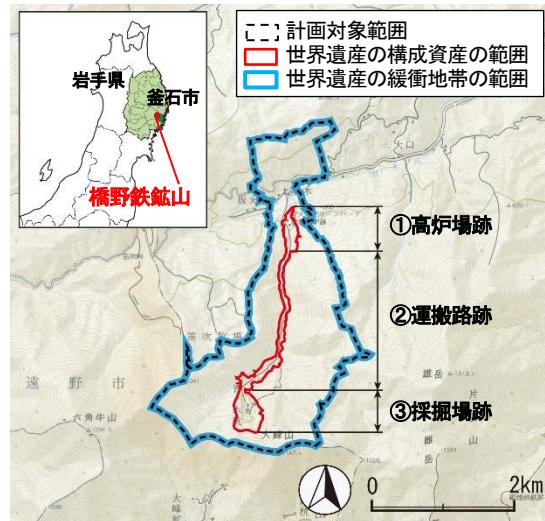


図1 計画対象範囲

¹ 製鉄のプロセスを考慮すると、採掘場跡・運搬路跡・高炉場跡の順とすべきであるが、当面して主たる保存措置の事業の対象となるのが高炉場跡であることから、本計画では①高炉場跡、②運搬路跡、③採掘場跡の順で記述することとした。

(3) 世界遺産「明治日本の産業革命遺産」における「橋野鉄鉱山」の明確化

橋野鉄鉱山は製鉄・製鋼分野の産業革命の黎明期を代表する産業遺産であり、西洋技術と在来技術との融合を具体的に示す事例として、「明治日本の産業革命遺産」が持つ顕著な普遍的価値に貢献している。釜石市では、価値に貢献する遺跡自体の保存・活用を進め、「明治日本の産業革命遺産」の他の構成資産との関係をさらに深く把握するために、各地方公共団体等が継続的に実施する調査研究の成果を共有し、それらを情報発信する。

(4) 釜石の製鉄の変遷・発展における「橋野鉄鉱山」の位置付けの明確化

釜石市は、近世以前のたら製鉄の歴史から、幕末期の橋野鉄鉱山の時代を経て現在へと至る釜石の製鉄の変遷・発展の経緯を捉えることにより、製鉄史における橋野鉄鉱山の位置付けを明確化し、市内の他の近代産業遺産とも関連付けた「製鉄の物語」の下に、来訪者がそれらを回遊できるようにする。

(5) 現在から未来へのまちづくりの拠点としての「橋野鉄鉱山」の位置付けの明確化

釜石の都市部では広範な産業・経済に係る諸活動が繰り広げられ、市民生活において「鉄のまち」としての伝統・精神、芸術・文化等が育まれてきた。これらの営みを振興する観点から、釜石市及び関係の企業・団体は橋野鉄鉱山を中心に釜石のアイデンティティー（釜石らしさ）を積極的に発信できるようにする。

2. 方針

全体構想（ビジョン）の実現に向けて、次のとおり6点の方針を設定する。

(1) 調査研究の推進

顕著な普遍的価値の再確認及びさらなる深化、学習・地域振興の資源としての活用を目的として、釜石市は、遺構の分布調査、遺構及び地形の測量調査、遺構の発掘調査などの現地調査、採掘・運搬・製鉄システムを明らかにするための文献資料調査を計画的に実施する。

構成資産及び緩衝地帯の状況を把握するために、モニタリング・カルテ及び年次報告書を通じて定期的なモニタリングを行う。また、来訪者の状況と来訪者が構成資産に与える影響の調査を継続的に行う。

(2) 構造物・遺跡の材料・材質・構造の維持・強化・安定化

遺跡を安定した状態で保持していくことができるよう保存環境の改善を行うことを基本とし、釜石市はモニタリングを行いつつ日常的な維持管理に努める。同時に、各遺構の役割・劣化状況などを総合的に判断しつつ、優先順位を付けて段階的に強化・安定化等のために修復を行う。特に平成28年8月の台風10号による被害箇所は、優先的かつ早急に記録の作成及び復旧を行う。

(3) 構成資産における採掘・運搬・製鉄システムの明示・説明

3つの構成要素（①高炉場跡・②運搬路跡・③採掘場跡）の各自の歴史・立地、遺跡の残り方等の違いを踏まえ、各構成要素の採掘・運搬・製鉄システム上の特質・個性が浮かび上がるようにならなければならない。そのため、釜石市は採掘（③）→運搬（②）→製鉄（①）のプロセスを来訪者が適切に理解できるようインフォメーションセンターの解説パネル、遺跡内の説明板、パンフレット等による情報提供を行う。併せて、高炉の動力源となった水車を回すための水源である河川及び木炭供給源となった周辺の森林をも含め、採掘・運搬・製鉄システムの全体像の情報提供を行う。

(4) 景観の観点からの環境改善・保全

橋野鉄鉱山は、近代製鉄に関わる遺跡の景観が周囲の製鉄の還元剤及び燃料となる木炭の供給源である森林に囲まれて残されている点で重要である。構成資産の北側の



図2 絵図と現状の眺望景観との対比

県道から高炉場跡を含む橋野鉄鉱山への現在の眺望は、『紙本両鉄鉱山御山内並高炉之図』(1860年代製作、以下『高炉之図』という)に収録されている「橋野高炉場前山ヨリ一様見渡シ真写之図」を彷彿させるものであることから(図2)、釜石市は、現景観を維持すると同時に、図像に描かれた往時の景観へと近づけられるようさらなる改善対策を講ずる。また、来訪者が現景観と絵図とを対比できるよう視点場を設定するための方策を講じる。

(5) 文化的資源・情報発信の拠点としての活用

橋野鉄鉱山は、釜石市が提唱する「釜石フィールドミュージアム構想」(2011)において「コア施設」の1つとして位置付けられており、「サテライト施設」である周辺の近代遺産への来訪者の回遊を促す拠点的な役割が求められている。また、橋野鉄鉱山と同様に「コア施設」として位置づけられた釜石市鉄の歴史館、釜石市郷土資料館、旧釜石鉄山事務所等との連携の下に、製鉄業に対する理解増進につながるよう案内板及びスタンプラリー等により来訪者の回遊を促進する。

(6) 事業の推進

釜石市は、本計画を段階的かつ確実に実行するために、事業の期限、実施方法、年度ごとの実施事業項目、必要とされる経費等を含め、事業実施スケジュールを本計画に含めて定める。

また、市の総合計画(現在は釜石市復興まちづくり基本計画・実施計画)において橋野鉄鉱山の修復・公開活用計画に記述した事業を明確に位置付けるとともに、市の財政状況及び事業後のランニングコストも視野に入れ、確実な予算確保の下に持続可能な事業を推進する。

また、所有者及び管理者間において構成資産に係る事業の管理・運営方針を共有し、通常公開箇所及びインフォメーションセンターの管理業務を担当する橋野町振興協議会との連携の下に、地域ぐるみの持続的な事業の管理・運営体制を充実させる。

さらに、釜石市は世界遺産・文化財・観光をはじめとする担当部局間の相互連携を促進し、機動性のある体制として充実させるとともに、ガイド養成及び修復・調査等に携わる人材育成の事業を実施する。

3. 方法

(1) 調査研究

ア. 現地調査(分布調査・測量調査・発掘調査)

釜石市は、①高炉場跡の各遺構の機能及び相互の関連性を明らかにするために発掘調査を実施するとともに、②運搬路跡及び③採掘場跡の遺構の状況を把握するために分布調査及び測量調査を優先的に実施する。発掘調査は遺跡の保護の観点から最小限の範囲で実施し、三次元測量により遺構図を作成する。なお、発掘調査は災害等による修復の必要が生じない限り、二番高炉周辺→三番高炉周辺→一番高炉周辺→採掘場跡の順で実施する。

イ. 文献資料調査

釜石市は、『橋野高炉遺跡調査報告書』(釜石市1956)、『釜石市誌 史料編四』(釜石市誌編纂委員会1963)等に掲載された原書(古文書)の所在及びそれらの保存状況を確認し、台帳を作成する。その上で、橋野鉄鉱山の沿革、当時の採掘・運搬・製鉄システムを含め、釜石の製鉄の変遷・発展の経緯を解明するための解読調査を行う。釜石市内ののみならず、市外に所在するものについても調査の対象とする。

ウ. 来訪者の数・動態・意識に関する調査

釜石市は、事業効果を検証するとともに、観光圧力による保全への影響等を把握し、より良い世界遺産の活用の在り方へと反映させるため、インフォメーションセンター内にアンケート回収箱を設置し、来訪者数及びその動態、来訪者の意識に関する調査を行う。

エ. モニタリング

平成28年12月に、釜石市は構成要素の情報を網羅的・体系的に集約したモニタリング・カルテを完成させた。今後は、それを起点として、構成資産及び緩衝地帯の状況を定期的に把握する。モニタリング結果は、釜石地区管理保全協議会に報告し意見を求める。構成資産に負の影響が確認された場合

には原因を除去又は影響を軽減するための対策を実施し、その後の点検及び効果の検証を行う。

(2) 修復

ア. 対象

橋野鉄鉱山の顕著な普遍的価値に貢献する構成要素を修復の対象とする。

イ. 基本的考え方・手法

A. 高炉場跡

a. 一番高炉

一番高炉の石組みの北・西面の各外縁部に落下・埋没し、かつては高炉の石組みを構成していた複数の石材については、既往の調査により本来の位置を特定できることから、釜石市では、将来的に再調査による精査を経て解体修復を行い、石材を原位置へと復旧することにより石組みの構造の安定化を図る。

b. 二番高炉

かつて二番高炉の石組みに使用されていた石材は、高炉操業停止後に御日払所の建物基壇の石垣石材として再利用されていることから、釜石市では、あえて復旧を行わず、定期的なモニタリング及び日常的な維持管理によって現状の安定した状態を維持する。

c. 三番高炉

三番高炉の石材には割れ・剥離が見られるが、現時点では構造が安定しており、早急に対処しなければならない状況ではない。したがって、釜石市は、定期的なモニタリング及び日常的な維持管理を行いつつ、計画的な発掘調査及び周囲の遺構表示と並行して解体・修復の必要性を精査する。

d. 水路等

①高炉場跡に所在する水路等の石垣には、操業停止後に修復が行われて来なかつたため孕み・緩み又は石材の落下等が多く見られるが、最近10年間の目視観察によると直ちに修復を要する状態にはない。そのため、釜石市では、当面の間、日常的な維持管理と並行して目視観察によるモニタリングを行い、孕み・緩みが認められる箇所について定点測量調査による石材の挙動把握を行う。挙動量が増加し、解体・修復を要すると判断した場合には、悪影響を及ぼす樹木を伐採し、発掘調査及び修復を行う。

特に、二番高炉周辺の孕み・緩み又は石材の落下等が認められる水路石垣については、二番高炉周辺の遺構表示に際して発掘調査を行い、解体・修復の必要性について精査する。

B. 運搬路跡・採掘場跡

a. 石垣

釜石市は、早急に現況の記録作成(測量調査)を行い、モニタリングを継続する。不安定な状態にある石垣については、土嚢・フトンかご等で養生し、安定した状態を維持する。平成28年8月の台風10号により一部崩落した採掘場跡の石垣は、現在、暫定的に土嚢で養生し安定した状態を維持しているが、林道及び作業道の復旧が完了した後には、段階的に調査・復旧を行うこととしている。また、修復のための重機搬入又は資材運搬等を目的とする管理用道路の新設の可能性についても、現地の急峻な地形等を十分考慮の上精査することとしている。

b. 運搬路遺構・露天採掘遺構

釜石市は定期的なモニタリング及び日常的な維持管理を行い、遺構の安定した状態を維持する。遺構に悪影響のある樹木は、所有者(林野庁・日鉄鉱業株式会社)と協議の上釜石市が伐採する。

C. 地下遺構(構成資産の全域)

発掘調査で確認した地下遺構は、直上を川砂等により養生し埋め戻す。その後は、被覆土の表層が陥没するなど、地下遺構への悪影響が生じていないか定期的に目視によるモニタリングを行う。

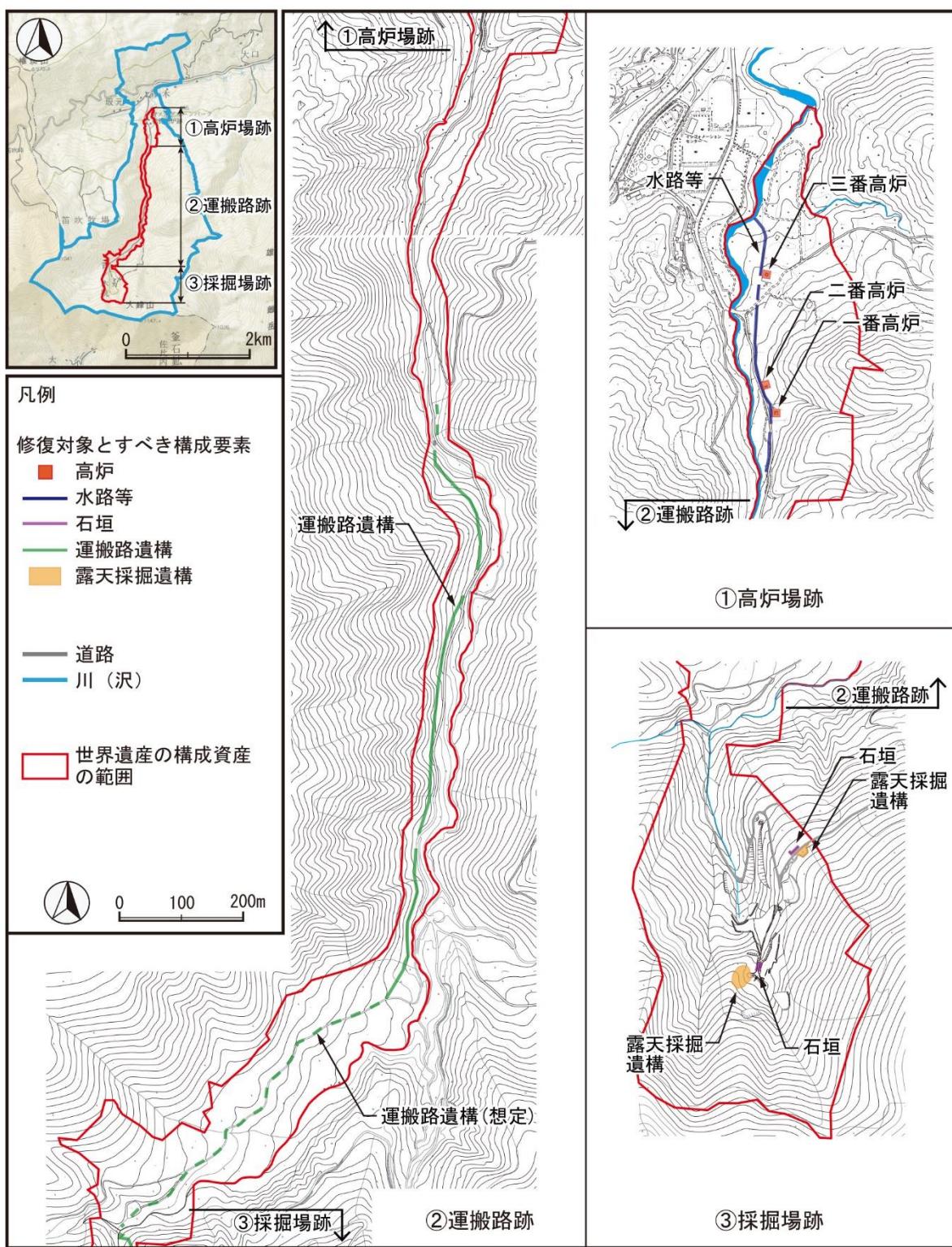


図3 修復対象とすべき構成要素

(3) 鉄鉱石の採掘・運搬・製鉄システムを視野に入れた活用

①高炉場跡、②運搬路跡、③採掘場跡の各構成要素を各々高炉場ゾーン・運搬路ゾーン・採掘場ゾーンとして設定し、各ゾーンを調査・修復・公開活用等の方針に基づき複数のブロック及びユニットに区分する(図4)。なお、高炉場ゾーンは土地利用状況及び製鉄システムの効果的説明方法、運搬路ゾーンは運搬路遺構の確認状況、採掘場ゾーンは現在の土地利用状況(国有林・鉱業用地)によりブロックを区分し、採掘場ゾーンではさらに、年2回程度の見学会において活用する箇所をユニットとして設定する。

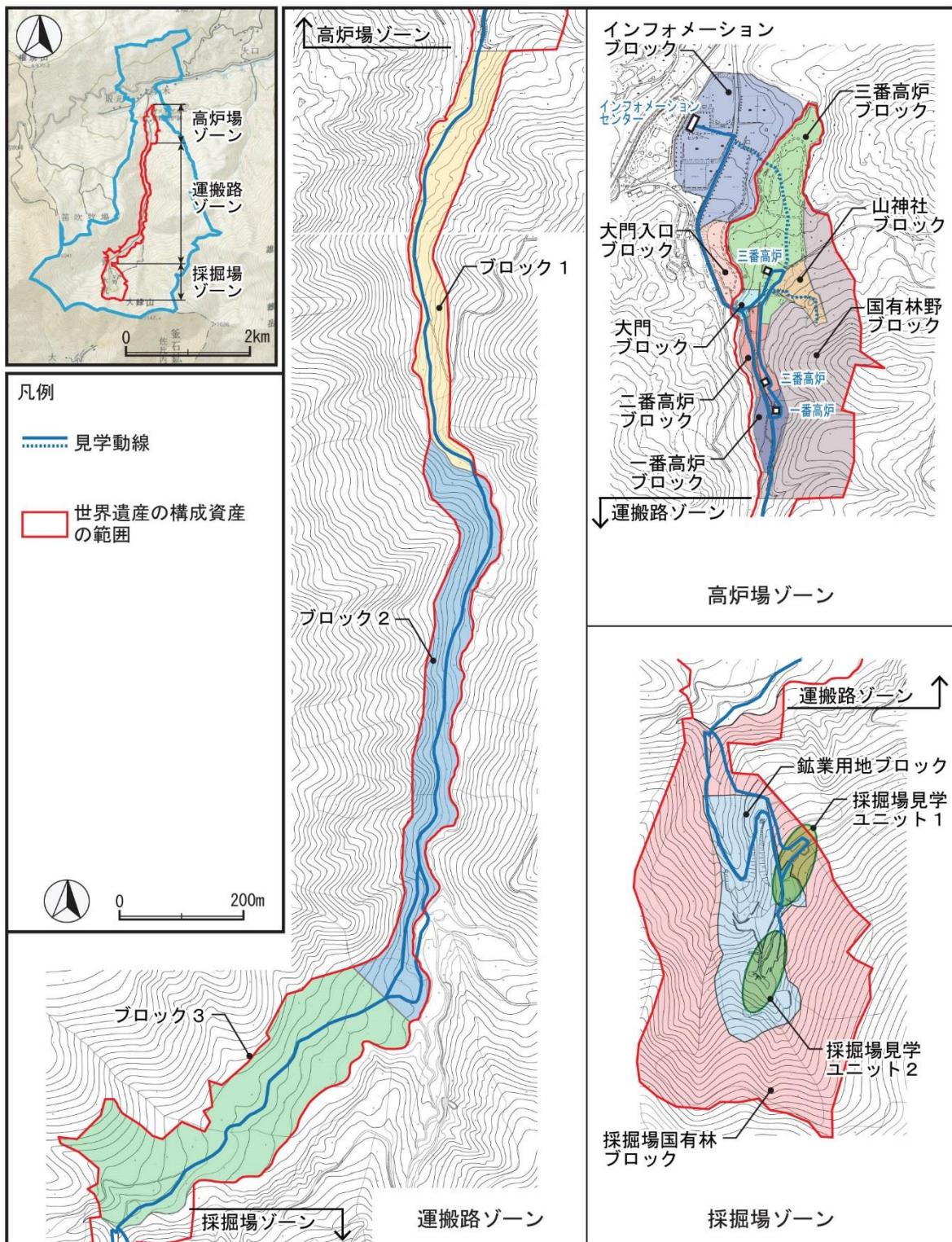


図4 各ゾーンにおけるブロック区分及び動線

釜石市は、常時公開している高炉場ゾーンを中心として、鉄鉱石の採掘・運搬・製鉄システムを理解した上で、快適に見学できるよう案内・解説施設を設置し、学校教育・社会教育の場、地域の活性化・観光の資源として活用する。

通常非公開としている運搬路ゾーン・採掘場ゾーンについては、平成28年台風10号被害の復旧後に年2回程度の見学会を再開する。

特に釜石市が進める高炉場ゾーンの公開活用のための施設設置の方法は、以下のとおりである。

ア. 見学動線

通常時は、橋野鉄鉱山インフォメーションセンターから高炉場跡にかけての区域に、橋野鉄鉱山における鉄鉱石の採掘・運搬・製鉄システムが理解できるような来訪者のための動線を設定する(図4)。

見学動線のうち、かつて林道であった区間については、構成資産の管理車両が通行することを考慮するとともに、平成28年8月の台風10号と同規模の災害による路面流出を防止することも視野に入れ、釜石市が排水対策を講じた上で舗装を行う。一般車両の進入を防止するために、入り口付近に車止め及び車両の立入禁止を喚起する看板を設置する。また、その他の見学動線は土系舗装など景観に配慮した材料により舗装する。

イ. 遺構表示・環境改善

高炉場ゾーンでは、現在露出している遺構をそのままの状態で維持する区域と、埋め戻して地下遺構を保存する区域に区分する。

発掘調査により発見された地下遺構については、釜石市が、平面的な規模が分かるよう地表面に別材料を用いて表示を行う。また、釜石市は、古絵図などを参考としつつ、スマートフォン、タブレット等を通じて来訪者にAR又はVRの映像を含むデジタルコンテンツを配信し、現地で視覚的に操業時の高炉の形状及び覆屋などの建物構造などが理解できるようにする(図7)。

特に二番高炉は『高炉之図』において覆屋及び土間図等が詳細に描かれていることから、先行してデジタル化に着手するとともに、発掘調査後は周辺の遺構の平面的な規模を表示する(図7)。

ウ. 修景・植栽

構成資産の地上・地下の遺構に物理的な悪影響を及ぼす樹木及び寄生植物(ヤドリギ)等生態環境に影響を及ぼす樹木、鬱蒼と繁茂し景観に負の影響を与える樹木については、釜石市が地下遺構に影響を及ぼさない方法により伐採・除根する。また、見学者に被害を及ぼすおそれのある大型動物の出現を未然に防ぐため、果実がそれらの食用となるクワなどの樹木が見学動線周辺にある場合は伐採する。

エ. 案内・解説施設

釜石市は、統一した意匠・規模の案内板・説明板を景観に配慮した位置に設置する。板面の大きさも限られていることから、多言語化の情報提供には音声ガイド又はスマートフォンアプリケーションソフト等も活用する。

橋野鉄鉱山インフォメーションセンター内の解説映像及びパネルについては、発掘調査等の進展に伴って最新情報を追加していくこととする。

オ. 管理・便益施設

現状において、橋野鉄鉱山インフォメーションセンター周辺に設置した駐車場の規模・機能は十分であることから、釜石市は既設の駐車場を存置し、増設しないこととする。近接する遊閑地(旧テニスコート・旧スケートリンクなど)の利用方法については、今後の来訪者数の



図5 インフォメーションブロックの公開活用

推移を調査の上定める(図5)。

構成資産内の既存の休憩施設である東屋は、老朽化しているため撤去する。新たな休憩施設として東屋は建設せず、高炉場ゾーンの見学動線沿いにベンチ等を設置する。来訪者への利便性を考慮し、トイレについては土地所有者との合意の下に「大門入口ブロック」(図4／高炉場ゾーン)に設置する。

(4) 緩衝地帯の環境改善

緩衝地帯の大部分を占める国有林野では、林野庁東北森林管理局長と釜石市長との間の「橋野鉄鉱山郷土の森保護協定」に基づき定めた「橋野鉄鉱山郷土の森の保護、管理及び利用に関する計画」により、林野庁三陸中部森林管理署が、計画的な間伐の繰り返しを通じて、可能な限り橋野鉄鉱山の操業期の植生と考えられる広葉樹(ナラ)又はアカマツなどの林相への再生を目指すこととしている。

構成資産の北側に広がる市有地には、釜石市が景観に配慮しつつトイレ・ベンチなどの便益施設を設置し、来訪者が安全かつ快適に憩える空間づくりを行う(図5)。北側の県道沿いに視点場のための用地を確保し、往時と現在との景観的対比(図2)を理解できるよう説明板等を設置した広場を開設する。

構成資産の北に位置する民有地の所有者に対しては、釜石市が緩衝地帯における景観保全の重要性への理解を促し、現状の土地利用形態及び建築物等の維持を奨励する。特に所有者が建築物の建替又は農地転用等を行う場合には、構成資産の化石化した産業景観の維持に配慮するよう調整を行う。

(5) 文化的資源・情報発信の拠点としての活用

ア. 文化的資源・情報発信の拠点として

釜石市は、「明治日本の産業革命遺産」の製鉄・製鋼分野の構成資産の一つとして、橋野鉄鉱山が他の22の構成資産とどのような関係の下に世界遺産の顕著な普遍的価値に貢献しているのかについて情報提供を行う。また、「鉄のまち」釜石の出発点ともいえる橋野鉄鉱山の調査研究を深化させ、釜石市鉄の歴史館などの他の情報発信施設及び旧釜石鉱山事務所等の近代遺産とのネットワークの下に、提供すべき情報の補完に努める。その上で、「釜石フィールドミュージアム構想」の「コア施設」として、橋野鉄鉱山のみならず釜石市内の関連施設の回遊拠点として見学者への情報提供を行う。

イ. 鉄のまち釜石の変遷・発展の経緯を考慮した活用

釜石市は、橋野鉄鉱山をはじめとする製鉄の初期産業革命期の採掘・運搬・製鉄システムのみならず、企業(新日鉄住金株式会社・日鉄鉱業株式会社)との連携を強化し、現在操業している釜石製鐵所の線材工場及び釜石鉱山の坑道の見学を通じて、現在の製鉄システムについて体感できるよう来訪者を誘導する。

また、釜石市は、来訪者の理解が深化するよう、施設見学以外に、製鉄・鋳造等のものづくりを体験するプログラムも実施する。

4. 事業の実施

事業実施スケジュールは表1に示すとおりである。また、事業期間の区分及び実施項目の優先順位は以下のとおりである。

(1) 短期・中期・長期の事業期間に基づく事業の実施

釜石市は、平成30年を起点として、20年間の事業の実施スケジュールを作成した(表1)。短期及び中期をそれぞれ5年、長期を10年と定め、段階的に事業を実施する。今後の調査・モニタリングの結果等を踏まえ、緊急を要する修復については隨時実施する。

(2) 実施項目の優先順位

平成28年台風10号の被害状況については、釜石市が平成29年度中に記録を作成し、本格復旧を平成29年度から段階的に実施する。また、平成30年度に①高炉場跡(高炉場ゾーン)についての復旧報告書を作成する²。②運搬路跡(運搬路ゾーン)及び③採掘場跡(採掘場ゾーン)については、林道及

² 平成29年6月5日付けでユネスコ世界遺産センターから送付のあった「橋野鉄鉱山の台風被害に関するイコモス技術評価書」への応答は、本抄録に別紙として添付するとおりである。

び作業道の復旧に併せて修復を実施することとし、平成34年度までには報告書を作成する。

特に短期において釜石市が優先順位を高く置くのは、修復と採掘・運搬・製鉄システムに関する情報提供を効果的に組み合わせて行う事業であり、二番高炉とその周辺地域において地下遺構の地表面への平面的な表示及び水路石垣の解体・修復等を行うこととしている。また、短期では、遺構の現状把握が遅れている運搬路跡及び採掘場跡の現況把握のために測量調査を実施することとしており、特に平成28年10月の台風災害箇所の測量調査を先行させて実施することとしている。

(3) 実施スケジュールの見直し

平成39年度まで予定している「中期」が経過するのに伴い、事業の進捗状況を踏まえて実施スケジュールを見直すこととする。新たな対応が必要となった場合は平成39年度を待たずに見直しを検討する。

(4) その他

釜石市では、構成資産の修復等に関しては、世界文化遺産登録後の平成28年度からの2ヶ年において各種補助制度を活用しつつ必要な財源を確保し対応してきており、今後ともこれまでと同様に関係機関と連携を図りつつ、財源の確保に努め、事業を確実に実施したいと考えている。

※平成28年度(決算)は約142百万円、平成29年度(予算)は約123百万円、いずれも台風10号復旧経費及び理解増進に伴う関連施設整備経費を含み、維持管理経費は含まない。

| 区分 | 事業 | 短期(H30-H34) | | | | | | 中期 (H35-39) | 長期 (H40-49) | |
|-----------------------|-----------------------|-------------|--------------|-----------|-------------------|-------|-------|----------------|----------------|--|
| | | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | | | |
| 調査研究 | 測量調査 | | 運搬路跡 | 3 | | | | 採掘場跡 | 3 | |
| | 発掘調査 | 台風関連 | | 二番高炉 | | 三番高炉 | | 一番高炉 | 導入部 | |
| | 石垣修復に関する調査 | | 二番高炉 | | 三番高炉 | | 三番高炉 | 一番高炉 | 導入部 | |
| | 文献資料調査 | | | | | | | | | |
| | 来訪者調査 | | | | | | | | | |
| | モニタリング(挙動量把握調査を含む) | | | | | | | | | |
| 修復 | 台風10号被災復旧関連(高炉場跡) | 護岸復旧等 | | | | | | | | |
| | 台風10号被災復旧関連(運搬路跡) | | 運搬路造構 | | | | | | | |
| | 台風10号被災復旧関連(採掘場跡) | | | 中央石垣 | | | | | | |
| | 台風10号被災復旧文書記録作成(測量含む) | 高炉場跡 | | 運搬路跡・採掘場跡 | | | | | | |
| | 高炉及び周辺石垣の修復 | | 二番高炉 | | 三番高炉 | | 一番高炉 | | | |
| 採掘・運搬・製鉄システムを視野に入れた活用 | 遺構表示 | | | | 二番高炉 | | 三番高炉 | 一番高炉 | | |
| | デジタルコンテンツによる遺構説明 | | 二番高炉 | | 三番高炉 | | 一番高炉 | | | |
| | 公開エリアの樹木伐採 | | 二番高炉 | | 三番高炉 | | 一番高炉 | | | |
| | 見学道等の設置 | 台風関連 | | 二番高炉 | | 三番高炉 | 一番高炉 | | | |
| | 案内板等の設置 | | 二番高炉 | | 三番高炉 | | 一番高炉 | | | |
| | 便益・休憩施設の設置 | 東屋解体 | 二番高炉(ベンチ) | | 三番高炉(ベンチ) | | | | | |
| | 国有林野の林相再生 | | 二番高炉(ベンチ) | | 三番高炉(ベンチ) | | | | | |
| | インフォメーションセンターの充実 | | 明治日本の共通展示の完成 | | 展示見直し(短期調査等成果の反映) | | 展示見直し | | | |
| 緩衝地帯の環境改善 | 便益施設等の設置 | 遊具更新 | | | | トイレ設置 | | | | |
| | 観点場の確保 | | | | | | | | | |
| | 国有林野の林相再生 | | | | | | | | | |
| 文化的資源・情報発信の拠点としての活用 | 出前講座・フォーラム・各種イベント | | | | | | | | | |
| | パンフレット・HPでの周知 | | | | | | | | | |

表1 事業の実施スケジュール³

3 「調査研究」の欄の冒頭に示した運搬路跡・採掘場跡の測量調査には、緊急を要する台風10号災害復旧関連の運搬路・採掘場跡の測量調査は含まれていない。台風10号の災害復旧に係る記録作成のための測量調査は、「修復」の欄に含めて表記しており、いずれも短期において

5. 基本計画図

橋野鉄鉱山の全体計画図(短期(～平成34年))は、図6・図7に示すとおりである。

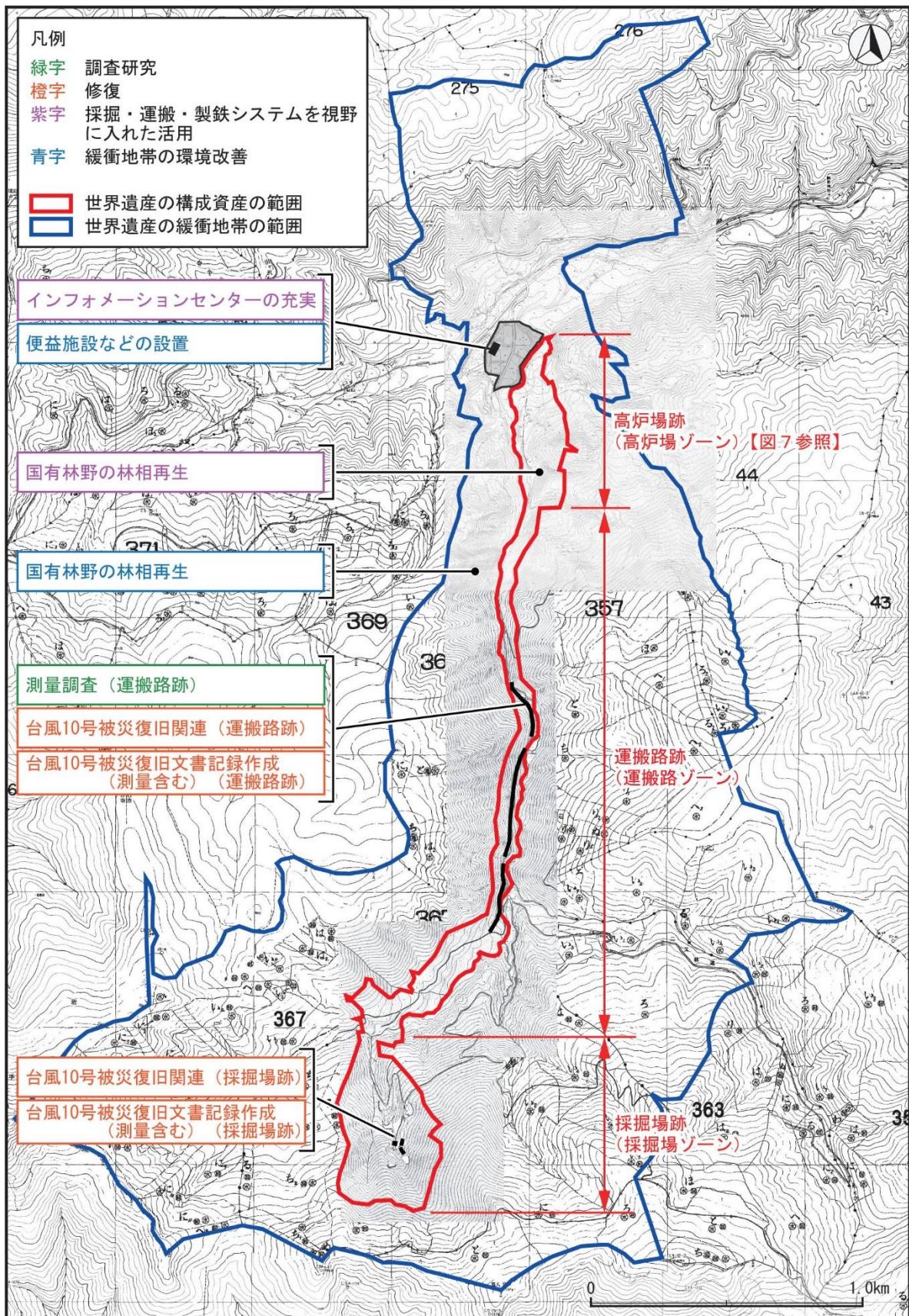


図6 橋野鉄鉱山基本計画図(短期)

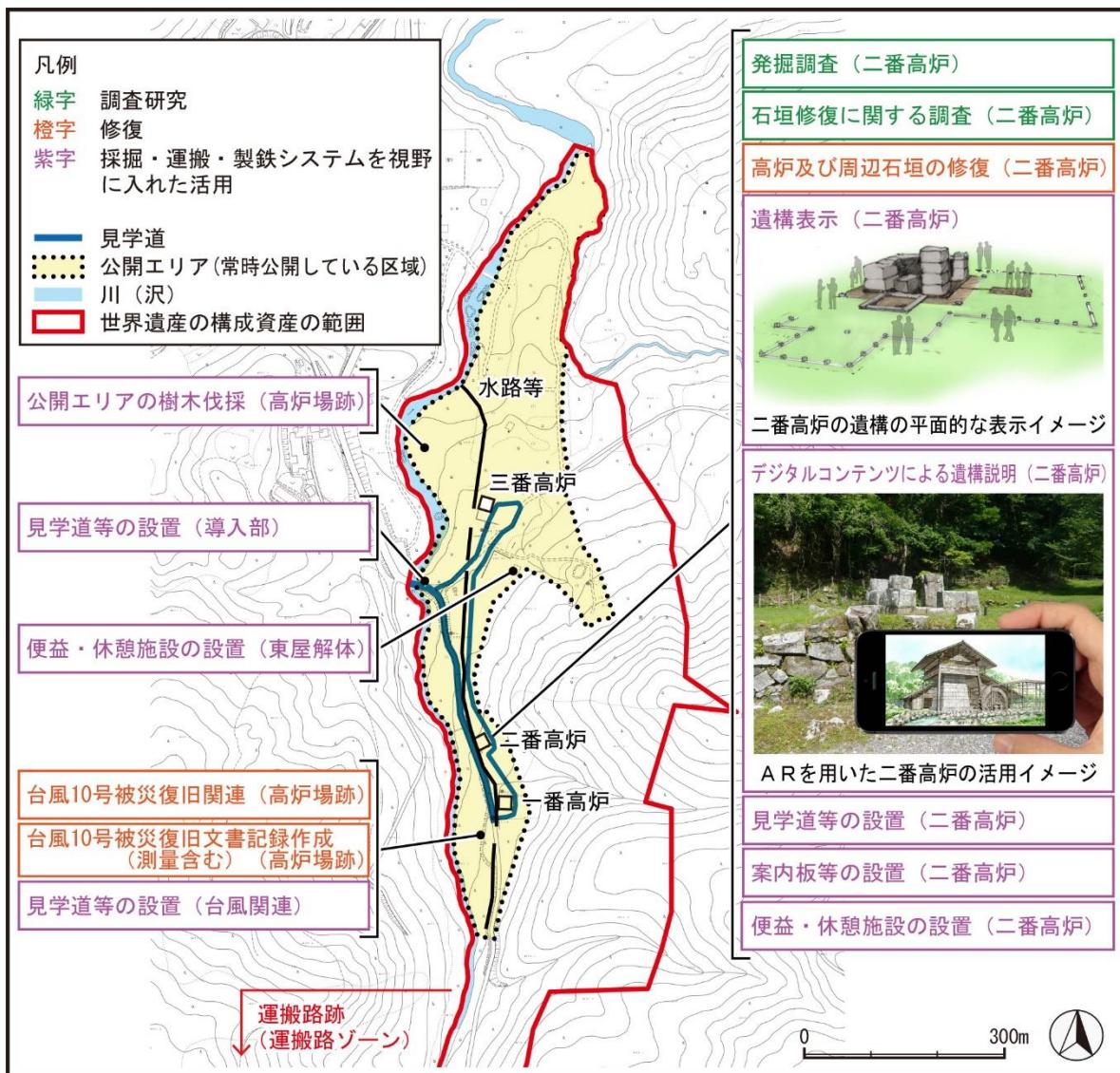


図7 橋野鉄鉱山基本計画(短期)高炉場跡(高炉場ゾーン)拡大図